

2006年11月16日

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区
各クラブ会長・幹事・事務局 様

330-A地区ガバナー L 森山 勇
I T ・ P R ・ ライオンズカード委員会
委員長 L 横溝 真男

家族会員会費制度の適用申請についてのご案内

貴クラブには日頃よりキャビネット運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
掲題の件につきましては、既に「11月マンスリー報告関連のご案内とお願い」を送付させていただいておりますが、先日、国際本部からクラブ宛の「家族証明用書式」についての通達（別紙添付）がキャビネット事務局に送付され、同時にWMMRの家族証明用書式入力画面が日本語化されました。通達記載内容の幾つかの不明点については国際本部に問い合わせ回答を得ましたので、それらを踏まえ、下記の通りあらためて家族会員会費制度の適用申請についてのご案内を申し上げます。

記

1. 国際本部への申請

①申請方法

クラブから国際本部への申請につきましては、所定の用紙を用いてFAXまたは郵送で申請する方法とWMMR（WEB入力）から申請する方法の二通りで行えますが、**WMMRで月例会員報告を行っているクラブは、申請もWMMRからのWEB入力**でお願い致します。WMMRでの登録方法につきましては、別紙添付の書類「オンライン家族会員登録方法（新規/既存）」をご参照下さい。

②既存会員の申請

既存の会員が、本制度の施行日2007年1月1日からの制度適用を受けるにあたっては、本年11月30日が期日となっておりますので、早めに申請を行って下さい。既に月例会員報告を終わっているクラブも、追加で期日前に報告を行っていただければ、1月1日からの制度適用を受けられます。

期日後の申請になった場合には、次回（2007年7月1日）請求分からの制度適用となってしまいます。

③新入会員の申請

新たに家族会員がクラブに入会する場合には、WMMRにて新入会の入力と同時に家族証明用書式に必要情報をすべて入力して報告して下さい。同時に報告しないと、国際本部には一旦普通会员として登録されてしまい、この場合入会費の免除も受けられず制度適用も次の半期請求時からとなってしまいますので特にご注意下さい。

紙面での報告の場合は、月例報告書に家族証明用書式を添付（同封）しなければなりません。FAX等での別便では同時報告となりません。

④ 1 2月の新入会員

1 2月に新入会され同時に家族会員の申請をされた会員は、1月1日からの制度適用が受けられますが、本制度施行日前なので入会費の免除はありません。但し、会員の配偶者の場合には、12月末日入会者まで有効な配偶者入会費免除書式を適用することが出来ます。

2. サバンナでのライオン誌・地区への報告

家族会員会費制度適用の場合、ライオン誌が同一世帯に対し1冊の送付となります。ただ、現時点ではライオン誌日本語版委員会でも制度運用の詳細が把握できず、サバンナシステムへの報告項目が追加実装されておりません。従いまして、現在のところサバンナ上でのマンスリー報告時に本制度適用の報告を行うことは出来ません。サバンナ上でのライオン誌・地区へ報告につきましては、準備が整い次第あらためてご案内申し上げます。

※初めての制度施行ではございますが、添付の「家族証明用書式フォーム」「家族証明用書式に関する回答」及び添付の「よく聞かれる質問」をご参照いただき、宜しくご登録いただけますようお願い申し上げます。

なお、ご不明の点は、キャビネット事務局（03-5330-3330）までお問い合わせ願います。

以上

オンライン家族会員登録方法（既存の会員を家族会員として登録する場合）

(注意：新入会員の場合は、「オンライン家族会員登録方法（新入会員を家族会員として登録する場合）」をご参照ください。)

既存会員の場合、2～5人目の家族会員として2007年1月1日から6月30日までの本年度、後半期国際会費が半額となる為には、2006年11月30日までに家族会員として登録する必要があります。この締切日以降に登録した場合には、2007年7月1日から12月31日までの次年度の上半期国際会費から半額となります。

まだ家族会員一人目を登録していない場合

1. 「クラブ」をクリックします。
2. 「家族会員」をクリックします。
3. 「新しい家族会員世帯を登録する：」の右隣にある「新規」ボタンをクリックします。

(注意：一世帯ごとに入力します。違う家族会員世帯を登録するには、一世帯の入力が終わってから、改めて入力します。)

4. 家族会員一人目(世帯主)として登録したい会員名の左にある「世帯主」ボタンをクリックします。家族会員一人目(世帯主)は一名だけ選択します。こうして世帯主を選択することにより、この会員の「世帯主」ボタンと「家族会員世帯に加える」ボックスに印が付き、「関係」欄には、「世帯主(家族会員一人目)」と自動的に入力されます。
5. 家族会員一人目の「家族関係確認に用いた証明書」と「同居確認に用いた証明書」のドロップダウン・メニューから該当する項目を選択し、生れた年(西暦)が入力されていない場合には入力します。
6. 次に、この家族会員世帯に加えたい会員名の右隣にあるチェックボックスにチェックマークを入れます。追加でこの家族会員世帯に加えられるのは、4名までです。(一世帯につき、合計5名まで)
7. チェックマークを入れた家族会員全員の「証明書確認」の各欄にあるドロップダウン・メニューから該当する項目を選択し、生れた年(西暦)が入力されていない場合には入力します。
8. 「保存」ボタンをクリックします。

家族会員一人目(世帯主)が既に登録されている場合（家族会員をその世帯に加える場合、または家族会員を取り消す場合）

1. 「クラブ」をクリックします。
2. 「家族会員」をクリックします。
3. 「家族会員情報を更新するには、世帯主を選択して下さい：」の下に表示されている世帯主(家族会員一人目)の右隣にある「更新」ボタンをクリックします。
次の画面には、上部に世帯主(家族会員一人目)が表示されています。

4. この世帯に家族会員を加えるには、まず画面の下方にある会員リストの中からこの世帯に加える家族会員の会員名を見つけ、会員名の右隣にある「家族会員世帯に加える」ボックスにチェックマークを入れます。
5. 「証明書確認」の各欄にあるドロップダウン・メニューから該当する項目を選択し、生れた年(西暦)が入力されていない場合には入力します。
6. 最後に、「保存」ボタンをクリックします。

後でこの画面を開くと、この世帯に加えられた家族会員が世帯主(家族会員一人目)の下に表示されます。

誤って「家族会員世帯に加える」ボックスにチェックマークを入れてしまった場合、または家族会員として登録した後に家族会員ではなくなった場合(取り消したい場合)は、「家族会員世帯に加える」ボックスのチェックマークを取り除くことができます。チェックマークを一度だけクリックしてしばらく待ちますとチェックマークが消えます。**最後に、必ず「保存」ボタンをクリックして下さい。**

誤って「世帯主」ボタンに印を付けた場合も、「家族会員世帯に加える」ボックスにあるチェックマークをクリックすれば、チェックマークと共に世帯主の印も消えます。

オンライン家族会員登録方法（新入会員を家族会員として登録する場合）

二人目以降(2～5 人目)の家族会員の入会費が免除されるのは、2007 年 1 月入会者からなので、ご注意ください。（会員の配偶者の場合には、12 月まで配偶者入会費免除の対象となります。）

1. 一人目家族会員が既存の会員の場合には、まず最初にその会員を家族会員一人目(世帯主)として登録してください。オンライン家族会員登録方法（既存の会員を家族会員として登録する場合）をご参照ください。
2. 新入会員を報告する際、会員基本情報ページにある「家族会員ですか？」の「はい」に印を付けます。
(このように新入会員を報告する際に同時に家族会員として報告しなければなりません。「いいえ」にして保存しますと、普通の新入会員として登録され、入会費及び国際会費全額が自動的にクラブ口座に請求されてしまいますので、ご注意ください。クラブ口座への返金処理は一切行われません。)
3. 「家族会員」タブまたはボタンをクリックし、新入会員の家族会員情報ページを開きます。
4. この新入会員を家族会員一人目(世帯主)として登録したい場合には、「家族会員一人目/世帯主：」の右隣にあるボックスをクリックし、印を付けます。二人目以降の家族会員の場合には、このボックスをクリックしないで下さい。
5. 「世帯主氏名：」の右隣にあるドロップダウン・メニューから世帯主(家族会員一人目)の氏名を選択します。
6. 「世帯主との関係」、「家族関係確認に用いた証明書」、「同居確認に用いた証明書」もドロップダウン・メニューから選択し、生れた年(西暦)を入力します。
7. 最後に、必ず「会員情報の保存」ボタンをクリックします。

上記の通り入力しますと、2007 年 1 月入会者から、二人目以降(2～5 人目)の家族会員の入会費が免除され、国際会費が半額となります。

新入会員を同時に家族会員として登録した場合には、改めて「クラブ」のページにある「家族会員」のリンクで登録する必要はありません。



家族証明用書式

日付: _____

クラブ幹事によって本書式に必要な事項がすべて記入され、家族証明が行われなければ、家族会費適用の手続きを受けることはできません。各家族会員に関する情報がもれなく記入されていない場合には、家族会費の適用が遅れることとなります。詳細については、ライオンズクラブ国際協会ウェブサイトをご覧ください。

家族が記入

クラブ幹事が記入

ライオンズクラブ名: _____

ライオンズクラブ番号 _____ 地区名 _____

家族会員一人目/世帯主: 入会 退会

名前(ローマ字) _____ 苗字(ローマ字) _____

住所(ローマ字)(番地、市町村、都道府県、郵便番号、国の順に記入)

上記の者は 新会員 既存の会員 既存の場合には会員番号 _____

性別: 男 女 出生年月日 _____ / _____ / _____ 家族との関係 _HH_ (HH = 一人目の家族会員/世帯主)
(月日は二桁、出生年は四桁で記入《例: 15/07/1950》) 日 / 月 / 年

家族関係及び同居していることの確認に用いた証拠文書: 関係 _____ 住所 _____ (4 ページの記号を使用のこと)

二人目の家族員: 入会 退会

名前(ローマ字) _____ 苗字(ローマ字) _____

住所(ローマ字)(番地、市町村、都道府県、郵便番号、国の順に記入)

上記の者は 新会員 既存の会員 既存の場合には会員番号 _____

性別: 男 女 出生年月日 _____ / _____ / _____ 家族との関係 _____
日 / 月 / 年

家族関係及び同居していることの確認に用いた証拠文書: 関係 _____ 住所 _____

三人目の家族員: 入会 退会

名前(ローマ字) _____ 苗字(ローマ字) _____

住所(ローマ字)(番地、市町村、都道府県、郵便番号、国の順に記入)

上記の者は 新会員 既存の会員 既存の場合には会員番号 _____

性別: 男 女 出生年月日 _____ / _____ / _____ 家族との関係 _____
日 / 月 / 年

家族関係及び同居していることの確認に用いた証拠文書: 関係 _____ 住所 _____

四人目の家族員: 入会 退会

名前 (ローマ字)

苗字 (ローマ字)

住所 (ローマ字) (番地、市町村、都道府県、郵便番号、国の順に記入)

上記の者は 新会員 既存の会員 既存の場合には会員番号 _____

性別: 男 女 出生年月日 ____/____/____ 家族との関係
日 / 月 / 年

家族関係及び同居していることの確認に用いた証拠文書: 関係 ____ 住所 ____

五人目の家族員: 入会 退会

名前 (ローマ字)

苗字 (ローマ字)

住所 (ローマ字) (番地、市町村、都道府県、郵便番号、国の順に記入)

上記の者は 新会員 既存の会員 既存の場合には会員番号 _____

性別: 男 女 出生年月日 ____/____/____ 家族との関係
日 / 月 / 年

家族関係及び同居していることの確認に用いた証拠文書: 関係 ____ 住所 ____

注意: 新会員の場合には、その氏名を月例会員報告書で報告しなければなりません。

家族証明用書式

ライオンズクラブ国際協会家族会員証明用書式への署名をもって、あなたはクラブ幹事であること、並びに家族会費適用の対象となる本書記載の家族会員の関係及び居住地を確認したことを証明することになります。本家族会員証明用書式は、クラブ幹事の署名がなければ有効とはなりません。したがって、クラブ幹事の署名が本書式に付されていない場合、**家族会費制度は適用されません。**

私はクラブ幹事として、上記の各ライオンが同居している1世帯の家族であること及び所属するライオンズクラブの会員であることを認め、ここに証明いたします。

(ローマ字で記入) _____ **ライオンズクラブに所属する家族証明**

活字体のローマ字でご記入ください。

クラブ幹事氏名 _____ 日付 _____

クラブ幹事の署名 _____ 日付 _____

必要事項がもれなく記入された書式、署名のページ、月例会員報告書を下記の国際本部までご送付ください。

Lions Clubs International
Club Records and Billing Department
300 W. 22nd St.
Oak Brook, IL 60523-8842, USA

ファックス: 630-571-1687

家族の定義

ライオンズクラブ国際協会家族会費制度の適用を受ける有資格の家族の定義は、下記の通りです。

家族には、親、子供、配偶者、叔父/叔母、従兄弟、祖父母、婚姻による親戚関係、その他法律上の扶養家族などの一般的な家族関係を含む、血縁関係、婚姻関係、養子縁組による同一世帯に住む家族員全員及びその他の法的扶養家族が含まれます。

国際会費の査定及び会員資格の適用上、家族会員は一世帯につき5人（成年に達していること）までとし、かつ上記の家族の定義に合致していなければなりません。同一のライオンズクラブに所属することが条件です。また、同居していることの証明が必要となります。ただし、大学在学中であるか、兵役に服している成人（通常18歳もしくは19歳～26歳未満）については、同居の条件を満たす必要はありません。

家族会員の資格を満たしていることの確認:

クラブ幹事は、家族会費適用の条件が満たされていることを判断するために、家族から提示される証拠書類原本（戸籍謄本・抄本、住民票等の家族関係及び居住住所/同居の証明）を検討し、証明する責任をもちます。

家族会員としての適格性を証明するため、クラブ幹事は、紙面もしくはWMMRサイトからオンラインによる月例会員報告書に新しい家族会員が加えられる場合、同時に家族証明用書式を紙面又はオンラインで提出しなければなりません。証明用書式には、幹事が検討した証拠文書の種類が明記されるものとし、家族会員が1名ずつ記載されなければなりません。

家族会員の住所変更及び家族会員の入会又は退会は、家族会費が適用される家族会員としての資格に影響を与える可能性があるため、家族関係の見直し、あるいは再証明を行うことがクラブ幹事に義務付けられる場合があります。万一、家族会員であることが立証されない場合には、その各家族会員については通常の会費がクラブに請求されます。

家族会員証明の手順

家族証明用書式はオンライン又は郵便で提出することができます。

家族証明用書式に記入する際の要点:

- 家族会員が新会員の場合には、月例会員報告書（紙面又はWMMRサイトからオンライン）でその家族会員を登録すると同時に、家族証明用書式を提出しなければならない。月例報告書提出時に証明用書式が提出されなかった場合には、通常の国際会費が請求される。
- 家族証明用書式で要請されている情報がすべて提供されなければならない。記載もれがあった場合には、家族会費の適用が遅れる。
- 家族会員の出生年月日及び男女の別を記す必要がある。
- 1.) 世帯主のライオンズ家族会員（一人目の家族会員）との関係、2.) 関係確認のために用いた証拠文書、3.) 同居していることを立証する文書については、次ページに記載される記号を用いて、報告内容の正確さ及び一貫性を促す。
- 一人目の家族会員として指定されたライオンを基準に、二人目、三人目、四人目、五人目の家族会員の関係を記す。記号を使用のこと。
- 家族会費制度の適用が、クラブへの国際会費半期分請求書に表示されるには、家族証明用書式が、下記の日付必着でライオンズクラブ国際協会に提出されなければならない。
 - 1月1日の請求書については11月30日
 - 7月1日の請求書については5月31日上記日付までに家族証明用書式が提出されなかった家族会員に対して請求される国際会費は、通常の額となる。

記号

1. 一人目の会員との関係

HH -	世帯主 - 一人目の会員
SP -	配偶者
CD -	子供
AD -	養子
PT -	親
GP -	祖父母
SB -	兄弟姉妹
IN -	姻戚関係
AT -	叔母
UC -	叔父
CN -	従兄弟
OL -	その他法律上の扶養家族
MS -	大学在学中又は兵役中

2. 家族関係の証明

ML -	婚姻証明書
BC -	出生証明書
RS -	洗礼、聖体、堅信礼、バル・ミツバー、バート・ミツバー等、 宗教上の儀式を受けた際の証明書
NT -	公証人による証明書
OT -	家族関係にあることを立証するその他の証明書

3. 同居証明

ST -	政府発行の身分証明書 (住所氏名が記載されているもの)
DL -	運転免許証又は政府発行のその他の身分証明書
PP -	パスポート
BL -	請求書
BS -	銀行取引明細書/銀行口座計算書
NT -	公証人による証明書
OT -	居住地が立証できるその他の文書



家族会員の会費に関する改正案

家族会費制度を設けることにより、ライオンズクラブ国際協会は今や、世界的な家族ぐるみのボランティア活動をもたらす第一人者となるチャンスを得ます。「家族が親しみやすいクラブ」の導入に加えて、この会費制度が採用されれば、協会は、世界中の地域社会奉仕に的を絞ることはもちろんのこと、若い家族のニーズにも対応する、活力に満ち、未来に目を向けた組織として位置付けることができるのです。

変わりつづける家庭生活のあり方、そして家庭における経済的な現実のために、多くの家族にとって伝統的な市民組織や奉仕団体に時間を捧げることが難しくなっています。しかしこの度、家族会員プログラム及び家族会費制度を採用することによって、協会はこういった動向に対処することができるのです。それは、若い世代の勧誘に関心のあるクラブに役立つだけでなく、ライオンズが今もなお地域社会のニーズを満たす最もダイナミックな奉仕団体であることを世間に広く知らせることにもなるのです。

より多くの家族に奉仕に参加する機会を差し延べるのは今です。共にボランティア活動をすることにより、家族は貴重な時間を一緒に過ごすことができるほか、奉仕という価値観を親から子へと次の世代に伝えることができます。ボランティア活動に積極的な環境に育った子どもは、大人になってもボランティア活動を続ける場合が多く見られます。

恵まれぬ人々への奉仕という伝統をこの先何十年にもわたって続けていけるよう協会の力を強化するために、この改正案は極めて重要です。



よくある質問

家族会費制度には、どんなメリットがありますか？

家族会費制度を設けることは、特にクラブ会員が高齢化している地域の会員増強を支援することにつながります。家族会員プログラムは、ライオンズの会員となつてしかるべき年齢層を引き付けることとなります。そして、クラブ活動に青少年が加わるよう更なる努力をすれば、私たちは、ライオンズの未来の発展と活力を確かなものとする上で役立つ、ボランティア活動の伝統とライオンズとの生涯の提携を築いていくことにもなるのです。その上、家族を勧誘することは、既存のクラブに新しい活力と熱意を注ぎこむだけでなく、より多くの新クラブ結成も可能にします。

家族会費制度適用の対象となるのは誰ですか？

家族会費制度が適用される「家族」としてみなされるのは、血縁、婚姻、その他の法的手段によって縁戚関係にあり、同じクラブに所属しているか入会しようとしている、同世帯の者全員であり、親、子、配偶者、叔父/叔母、いとこ、祖父母、配偶者の肉親や親戚など、一般的な家族関係が含まれます。

家族会費制度はどのような仕組みになっていますか？

現会員又は新規入会者のいずれであろうと家族一人目の会員が規定の年間会費(US \$ 39)と、入会費(該当の場合)を支払わなければなりません。この制度を利用できる追加の家族員は最高4人までとして、会員となる二人目からの有資格の家族員(同世帯の成人)は、規定の年間会費の半額(US \$ 19.50)を支払う必要がありますが、協会への入会費は免除されます。新しく結成されるクラブに入会する場合には、最初の家族員が規定のチャーター費(US \$ 30)及び規定の年間会費を支払わなければなりません。二人目からの有資格の家族員は、年間会費の半額(US \$ 19.50)を支払わなければなりません、チャーター費は免除されます。

家族会費制度を、別々のクラブに所属する家族員に適用しないのは何故ですか？

会費の特別料金を設ける主な理由の第一は、同じクラブに所属する家族会員に対して協会が提供するサービスの費用を抑えることができるからです。提案されている制度の下では、1世帯に対してライオン誌が一冊のみ送られ、新会員キットについては家族で一つを共用することになり、アワードその他に関する郵便物も統合されて送られることとなります。家族員が別々のクラブに所属する場合には、そのような面での経費の節約を期待することはできません。次に、裏面に挙げられた新たな家庭のあり方に対応する意味で、ボランティア活動を一緒に行うことを希望する家族が益々増えているからです。

有資格の既存会員には、家族会費が適用されますか？

適用されます。同一クラブに現在所属しており、かつ他の条件も満たしている家族会員は誰でも、家族会費適用の対象となります。月例会員報告書提出時あるいは更新時に、クラブ幹事は家族会員報告用書式(オンライン提出可能)に必要事項を記入して提出する必要があります。

どのクラブも家族員を勧誘しなければいけませんか？

もちろん、その義務はありません。ライオンズクラブへは、招請によってのみ入会可能です。クラブはこれまで通り、クラブの会員構成について決断を下すことができます。

家族員が既にボランティア活動に参加している場合、奉仕活動を続けるためには会員とならなければいけませんか？

その必要はありません。家族員はこれまで通り非ライオンとしてボランティア活動に参加することができます。この新しい家族プログラムは、正会員としての誇りと特権を享受したい家族員に選択肢を提供するものです。

家族のために何か特別なプログラムが設けられるのですか？

家族会員プログラムが展開するにつれ、他の地域社会や国のライオンズとの家族旅行兼ボランティア交換というような、ライオンズクラブに家族を引き付けるプログラムが企画されることとなります。また、「家族が親しみやすいライオンズクラブの手引き」に、特に青少年を対象とした追加のボランティア・プログラムを加えて、内容を更に充実させることも計画されています。

会員となる家族員には、どのような投票権が与えられるのですか？

会費を支払う家族会員(成人であること)は、クラブに関する事柄に対してそれぞれ1票の投票権を有することとなります。また、地区大会及び国際大会で投票する代議員数を算出する際の個々のクラブ会員として計算されます。

ライオンとなれる年齢が変更されるのですか？

変更されません。協会の会則によると、会員となるためには成年に達していなければなりません。従って、未成年は会員となる資格がないため、会員として名簿に加えることはできません。このような場合には、希望があれば未成年の家族員のために、クラブはレオクラブをスポンサーすると良いでしょう。

家族会費制度はいつ施行されるのですか？

国際大会で可決されれば、この制度は2007年1月1日より施行可能となります。この発効日までの間に会員報告書式の内容や行政手続きが調整されることとなります。また半期分国際会費の請求日と一致していることから理想的です。

家族会員に関する調査結果の注目すべき点

2006年1月と2月にわたり、合計9,339人の世界各地のライオンに対し、各々の所属ライオンズクラブにおける家族の参加状況に関するアンケート調査が実施されました。その結果、合計2,047人のライオンから返答がありました。

- 返答者の88.4%が、家族を含めることは長期的な会員増強を図る上で重要であると回答。
- 80.3%が家族の者が定期的にクラブの募金活動に関与していると報告し、71.6%が奉仕活動参加を報告。
- 70%が、家族会員に対する会費割引は会員増強を促す良策であり、地域社会にライオンズの活動を広げていく上で役立つ、考えている。
- 96.2%が、自分の所属クラブにとっては適切でないとしても、家族員の勧誘を他のクラブに奨励すると回答。
- 調査に応じたクラブの76.5%が、平均年齢50歳以上と返答。これは、次世代の会員勧誘が協会にとって極めて重要であることを示している。

「家族が親しみやすいクラブ・プログラム」を既に取り入れているクラブは、会員数の安定と会員の満足度上昇を報告しています。

調査の結果、18歳～49歳の年齢層の会員を大幅に増やすためには、入念な計画を立て、一致団結して、若い会員とその家族を本協会に引き付ける努力が必要、との結論が出ました。

更なる詳細は、ボストンにおける2006年大会期間中の2006年7月3日（月）3:00 pm～4:30 pmに、ボストン・コンベンション&エキシビジョンセンターで開かれる「家族が親しみやすいクラブの発展への情熱」セミナーで得ることができます。また、国際本部

クラブ幹事各位

件名: **家族証明用書式**

2007年1月1日の家族会費制度施行開始に伴い、2006年11月30日までに家族会員であることが証明された有資格のライオンに対して、本制度が適用されます。家族会員の一人目が、規定の国際会費を納めなければなりません、一人目に加えて最高4人までの家族会員の国際会費は半額となります。

家族会員であることを証明するための家族証明用書式は、オンラインで提出できるようWMMRサイトに組み込まれています。家族会費制度適用の対象となる既存の会員が同制度を利用するためには、証明用書式が2006年11月30日までにライオンズクラブ国際協会に届いていなければなりません。2006年11月30日までに家族としての証明を受けなかった場合には、2007年1月1日から6月30日の請求期間につき、通常の額の会費が請求されます。証明手続きを確実に済ませるためには、家族証明用書式が2006年11月30日必着で、ライオンズクラブ国際協会に提出されなければなりません。同書式が2006年11月30日の締切日経過後に届いた場合には、2007年7月1日からの請求分に対して家族会費制度が適用されることとなります。

尚、家族証明用書式は、オンラインで月例会員報告を行う時に併せて提出する必要があります。一旦、家族であることが証明されたら、住所や在籍（退会、転籍等）/会員種別に関する変更がある場合にのみ、再度証明を受ければよいこととなります。

WMMRサイトからオンライン報告するクラブ:

クラブ幹事にとって最も簡単な家族証明方法は、WMMRサイトの一部として組み込まれたオンライン家族証明用書式を使用することです。オンライン書式の利用法に関する分かり易い説明も併せて掲載されています。尚、データ入力欄の多くはドロップダウンメニューからの選択方式となります。オンラインで家族証明を行う際にクラブ幹事は、一人目の家族会員から順に、住所氏名、生年月日、性別、並びに一人目の家族会員/世帯主との関係についてデータを入力してください。すべての入力欄への入力完了しなければ、証明用書式は受け付けられません。

新たに家族会員がクラブに入会する場合には、その新会員名をWMMRサイトの月例会員報告書でオンライン報告すると同時に、報告の一部として家族証明用書式に必要情報をすべて入力して、国際協会に提出しなければなりません。月例会員報告を行って新会員を登録した後に、クラブが同じ会員について家族証明用書式を提出しても、ライオンズクラブ国際協会はそのクラブに対して返金処理を行わないことをご了承ください。この場合には、家族会費制度の適用は次回の会費半期分請求期間からとなります。

また、ライオンズクラブ国際協会のウェブサイト (www.lionsclubs.org) には、印刷用の書式も掲載されます。ライオンズクラブ国際協会ウェブサイトの検索欄に「family」と入力すれば、家族会費に関する最新情報が入手可能です。家族会費に関する質問は、memberprog@lionsclubs.org 宛に、オンラインでの家族会員証明に関する質問は、WMMR@lionsclubs.org 宛にEメールでお寄せください。